

＜宮城県＞	＜栃木県＞	＜千葉県＞	＜茨城県＞	＜群馬県＞
<p>● 市町村長会議 (14回開催) [平成24年10月～平成29年7月]</p>	<p>● 市町村長会議 (8回開催) [平成25年4月～平成28年10月]</p>	<p>● 市町村長会議 (4回開催) [平成25年4月～平成26年4月]</p>	<p>● 市町村長会議 (4回開催) [平成25年4月～平成27年1月]</p>	<p>● 市町村長会議 (3回開催) [平成25年4月～平成28年12月]</p>
<p>平成26年 1月：詳細調査候補地を3箇所提示 (栗原市深山嶽、大和町下原、加美町代岳)</p> <p>8月：県知事が市町村長の総意として詳細調査受入れ表明</p> <p>8月：詳細調査を開始 現地調査については地元の反対により実施出来ず</p> <p>平成28年 3月：指定廃棄物の再測定の結果を公表 11月：指定廃棄物以外の再測定の結果を公表</p> <p>平成29年 7月：県が自圏域内の汚染廃棄物を自圏域内で焼却処理するなど、処理方針案で合意</p> <p>平成30年 3月：試験焼却を開始 (10月までに4圏域で試験焼却開始)</p>	<p>平成26年 7月：詳細調査候補地を1箇所提示 (塩谷町寺島入)</p> <p>平成28年 10月：指定廃棄物の再測定の結果を公表、今後の進め方を提示</p> <p>平成30年 11月：保管農家の負担軽減策市町村長会議 →保管農家の負担軽減策の方針案で合意</p>	<p>平成27年 4月：詳細調査候補地を1箇所提示 (東京電力千葉火力発電所の土地の一部(千葉市中央区))</p> <p>平成28年 7月：8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物の指定解除</p>	<p>平成27年 4月：第1回一時保管市町村長会議</p> <p>平成28年 2月：第2回一時保管市町村長会議 →現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p> <p>平成29年 3月：県内の指定廃棄物等の再測定の結果を公表</p>	<p>平成28年 12月：現地保管を継続し、段階的に処理を進める方針を決定</p>

環境省作成

福島県以外で一時保管がひっ迫している県（宮城県・栃木県・千葉県・茨城県・群馬県）については、各県の市町村長会議での議論等を踏まえ、放射能濃度測定等の現状把握を行いながら、各県それぞれの状況を踏まえた対応が進められています。

宮城県、栃木県及び千葉県については、有識者会議や各県の市町村長会議での議論を経て確定した選定手法に基づき、平成26年1月、平成26年7月、平成27年4月にそれぞれ詳細調査の候補地を公表いたしました。しかしながら、その後の地元の反対により、詳細調査は難航又は実施に至っておりません。

そうした中、宮城県においては、平成29年7月、まずは指定廃棄物を除く8,000Bq/kg以下の汚染廃棄物から圏域ごとに処理するという方針が決定され、平成30年3月から試験焼却が開始され、同年10月までに4圏域で試験焼却が開始されています。

また、栃木県においては、長期管理施設を整備するという方針は堅持しつつ、指定廃棄物を保管する農家の負担軽減を図るため、平成30年11月、環境省から栃木県及び保管市町に対し、指定廃棄物の暫定的な減容化・集約化の方針を提案し、合意が得られました。現在、当該方針に基づく処理の実施に向けた調整が行われています。

さらに、千葉県においても、長期管理施設の詳細調査の実施について、地元の理解を得る努力が継続されています。

茨城県及び群馬県については、茨城県は平成28年2月、群馬県は平成28年12月に「現地保管継続・段階的処理」の方針が決定しました。両県ではこの方針を踏まえ、必要に応じた保管場所の補修や強化等を実施しつつ、8,000Bq/kg以下になった指定廃棄物については、段階的に既存の処分場等で処理することとされています。

本資料への収録日：平成28年3月31日

改訂日：平成31年3月31日